

草加八潮消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

平成29年3月30日

条例第4号

草加八潮消防組合火災予防条例（平成28年条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第51条」を「第52条」に、「第52条・第53条」を「第53条・第54条」に改める。

第53条を第54条とし、第52条を第53条とし、第51条を第52条とし、第50条の次に次の1条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第51条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法又は令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。